

計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の趣旨

(1) 全国の高齢者の状況

- 国の総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合は、令和 7 年 9 月時点で 29.4%となるなど、過去最高となっています。
- 令和 7 年版高齢社会白書では、2040(令和 22)年には、65 歳以上の一人暮らしの割合が男性で 24.2%、女性で 28.3%に達すると推計されており、一人暮らしの高齢者数は約 10,413 千人に上ると見込まれています。
- 地域とのつながりが希薄な世帯の社会的孤立に加え、更なる高齢化の進展や認知症高齢者の増加が見込まれることから、多様化・複雑化する地域課題に対応し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の形成が、今後も引き続き重要です。

(2) 介護保険制度の展望

- 高齢者が介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、平成 12 年に介護保険制度が創設されました。
- 平成 23 年の制度改正以降は、地域包括ケアシステムの構築・深化が進められ、2025 年(令和 7 年)を経て、2040 年(令和 22 年)を見据えた持続可能な介護サービス基盤の整備が求められています。
- 介護保険事業計画は 3 年ごとに策定されており、令和 9 年度から 10 期を迎えます。第 10 期介護保険事業計画においては、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える 2040 年を見据え、介護サービス基盤の整備及び地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 地域包括ケアシステムの更なる推進に加え、介護予防・健康づくり、認知症施策の推進、介護人材確保や介護現場の生産性向上等への対応が求められています。

2 佐賀中部広域連合の目標

(1) 広域化の意義

- 合理的・効率的な介護保険制度を円滑に運営するために、平成11年2月に佐賀市・多久市・佐賀郡・神埼郡及び小城郡で構成する「佐賀中部広域連合」を設立しました。
- 現在は市町村合併により、佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町の4市1町で構成し、サービス提供体制の構築や介護保険料の平準化を図っています。

■介護保険事業の広域行政の展開による主なメリット

- ・認定基準、給付、介護保険料の平準化
- ・介護認定審査会における専門的な人材の確保
- ・多様なサービス資源の確保及び適切かつ円滑な調整
- ・安定した保険財政の確保及び運用コストの大幅な節減

(2) 目標

- 「介護が必要となっても その人らしく暮らし続けることができる 地域社会の構築」を基本理念に「地域包括ケアシステム」の構築・深化を推進します。
- 国の制度改正や本広域連合における高齢者の実情を踏まえ、持続可能で安定した介護保険事業を推進するため「第10期佐賀中部広域連合介護保険事業計画」を策定します。

3 介護保険制度等の改正の動向

(1) 介護保険制度の改正

- 社会保障審議会介護保険部会などの意見をもとに、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」がまとめられ、令和8年6月19日に成立しました。
- 同法では、福祉サービス全般について、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充や、福祉人材の安定的な確保及び定着支援、また、支援基盤の強化等についての各措置が示されています。
- 同法の中に介護保険法の一部改正も盛り込まれており、その概要は以下の通りです。

・中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる制度の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。

・有料老人ホームに係る見直し

中重度の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。

・介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護保険者証に係る見直しを行う。

・ケアマネジャーの更新制の廃止・研修の在り方を見直し

介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

(2) 認知症基本法の施行

- 令和6年に認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を基本理念とした施策推進が位置付けられました。
- 市町村等における認知症施策推進計画の策定が努力義務として位置付けられ、地域の実情に応じた総合的な認知症施策の推進が求められています。
- 認知症施策は、認知症を「支えられる側」として捉える従来の考え方から、認知症の人が自らの意思に基づき希望を持って暮らし、地域社会の一員として参画できる存在と捉える『新しい認知症観』へと転換しています。
- 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加を踏まえ、認知症施策を地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現と一体的に推進することが重要となっています。

4 第10期介護保険事業計画における基本指針（案）を踏まえた策定のポイント

介護保険法第116条で定められている国が示す基本方針の概要は次の通りであり、都道府県や市町村保険者による事業計画策定のポイントとなります。

（１）介護サービス基盤の計画的な整備

- 2040年を見据えた人口動態や介護需要等を踏まえ、中長期的な視点による介護サービス基盤を整備する必要があります。
- 地域の実情や介護ニーズの変化に応じた、持続可能なサービス提供体制の構築が重要となっており、中山間・人口減少地域においては、関係者の意見のもと、必要な対応について議論することが重要です。
- 医療ニーズや高齢者向け住まいの状況等を踏まえた、サービス提供体制の構築が求められています。
- 地域分析や客観的指標を活用した、実効性の高い計画を策定すること及び施策を推進することが求められています。

（２）地域包括ケアシステムの深化

- 多様な主体や地域資源を活用して、介護予防や生活支援サービスの充実を図るための分析や評価を実施することが求められています。
- 社会的孤立や身寄りのない高齢者など、多様化・複雑化する地域課題に対し、地域全体で支える体制づくりが必要です。
- 認知症基本法等を踏まえ、本人の意思や希望を尊重する「新しい認知症観」のもと、認知症施策の推進が求められています。
- 認知症の人を含め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現が重要となっています。

（３）介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- 介護需要の増加や生産年齢人口の減少を見据え、介護人材の確保・定着に向けた取り組みの推進が求められています。
- ICTや介護テクノロジーの活用等により、事業所内等における業務効率化や介護現場の生産性向上を図ることが必要です。
- 処遇改善や業務改善を通じ、介護職員が働きやすく、継続して就業できる職場環境の整備が求められています。
- 事業所の経営改善や職場環境改善を進め、安定した介護サービス提供体制を維持することが重要となっています。

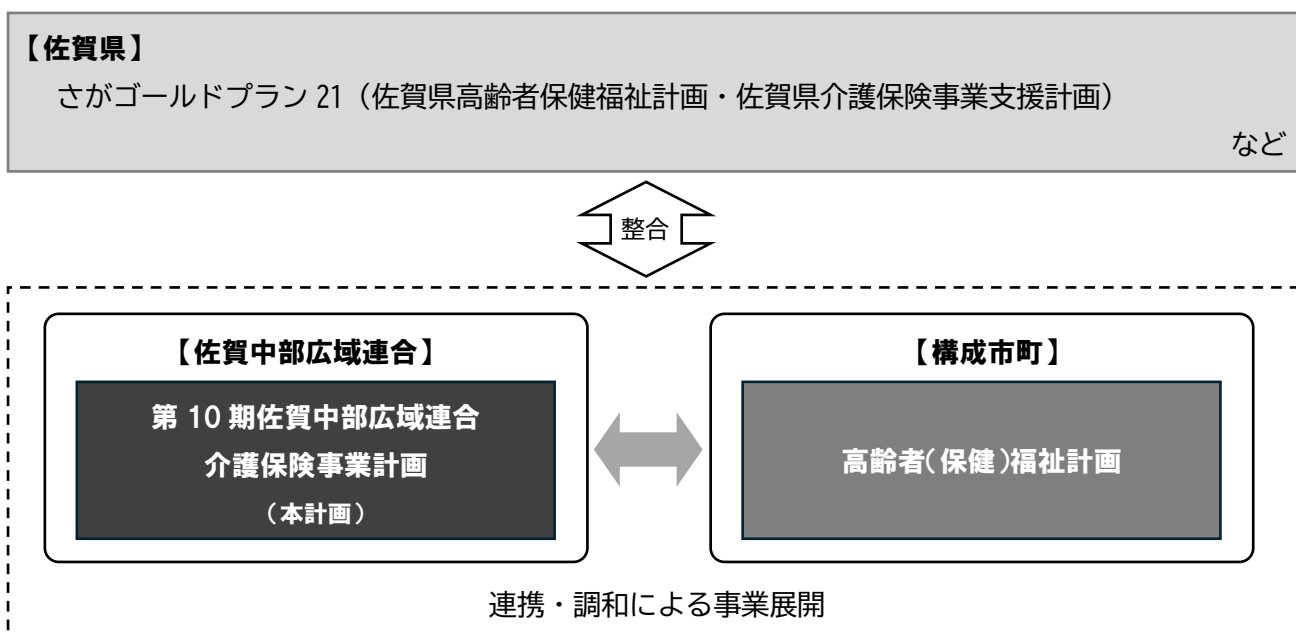
第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の法的根拠

- 本計画は介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」として策定します。
- 要支援・要介護認定者数の推計等から算定された介護保険サービスの見込み量の確保方策など、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を計画的に規定します。
- 介護保険法に基づき国が定める基本指針の内容を計画に反映します。

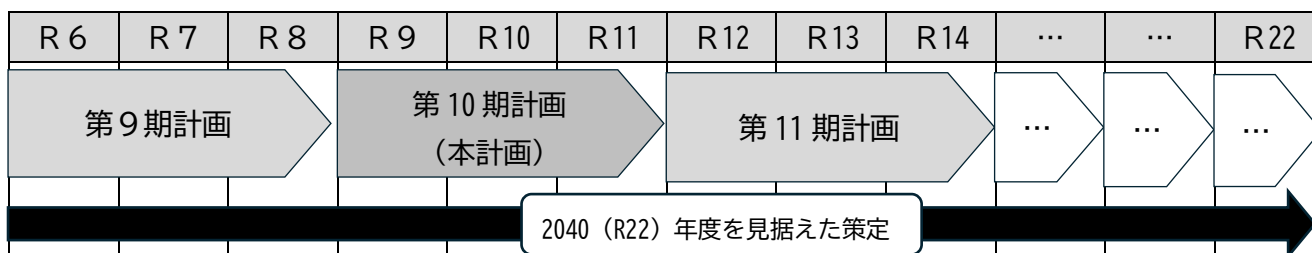
2 他の計画との関係

- 本計画は、佐賀県が策定する「さがゴールドプラン21」等との整合性を図りながら策定します。
- 佐賀中部広域連合の構成市町が策定する「高齢者（保健）福祉計画」との連携・調和を保ち、事業を展開します。



3 計画の期間

- 計画期間は、令和9年度から令和11年度の3か年とします。
- 2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。



第3節 計画の策定方法と推進体制

1 アンケート調査の実施

- 高齢者の日常生活や介護予防と要介護リスクに関する状況等を把握する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。
- 在宅で生活する要支援・要介護認定者と介護・介助する家族の実態等について把握する「在宅介護実態調査」を実施しました。
- これら2つの調査結果を本計画に反映しました。

2 佐賀中部広域連合介護保険運営協議会における審議

- 本計画の策定にあたり、保健、医療、福祉の各分野の有識者や学識経験者、被保険者の代表の方などの委員で構成されている「佐賀中部広域連合介護保険運営協議会」にて審議をしました。
- 同運営協議会による検討を行うとともに、構成市町と連携し、審議を行いました。

3 計画の点検・評価

- 介護サービス給付費などは認定状況や給付実績などの客観的指標を、地域支援事業はその事業報告を用いて分析・評価を行います。
- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防、軽減または重度化の防止等に関する事項及びその目標を計画的に定め、その実施状況及び目標の達成状況に関する調査・分析を行い、実績に関する評価を実施します。